

## 京都市社会福祉協議会 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を次のとおり策定する。

### 1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

### 2. 本会の課題

総合職・介護職の女性職員の平均勤続年数が短い ※参事除く  
(総合職 男性 16.25年、女性 10.16年 介護職 男性 10.14年、女性 7.89年)

### 3. 目標

女性職員の平均勤続年数を1年引き上げる

### 4. 取組内容と実施時期

#### (1) 新任職員研修の実施

男女の差が無く長期勤務が行えるよう新任職員研修を行う

《実施計画》

平成28年4月～ 研修計画策定・新任職員研修実施

平成29年度以降 毎年度 研修実施

#### (2) 育児休業等、福利厚生制度の周知

利用可能な福利厚生制度を周知する。

《実施計画》

平成28年4月～ 給与明細裏面を利用した制度の周知

平成28年10月～ 管理職員研修実施 所属職員へ伝達研修

平成29年度以降 給与明細裏面を利用し、継続して制度を周知

毎年度、管理職研修を行い、所属職員へ伝達研修